

業務委託仕様書

1 総則

本件は、萱野污水中継ポンプ場（以下「ポンプ場」という。）の運転管理及びポンプ場に配置する機械設備、電気設備、自家用電気工作物及び非常用発電機設備等の保守点検等の業務要領を定める。

受託者は、仕様書、契約書及び関係法規に基づいて完全履行するとともに、施設管理等の経費低減を図りつつ、施設の機能を十分発揮できるよう努めなければならない。

2 委託件名

萱野污水中継ポンプ場運転管理及び機械・電気保守点検業務委託

3 受託者要件

業務を受託しようとする者は、次に掲げる要件を満たしていること。

- ① 受託者は、下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）に基づく登録を受け、大阪府内に登記した本・支店を置く事業者であること。
- ② ISO9001及び14001認証取得し、3年以上の地方公共団体が発注する同種同規模以上の受託実績を有し、5年以上適正履行を行っていること。（要証明）
- ③ 提示する各業務を履行するために必要な非常用発電機、マンホールキー、夜間照明・点検計測機器等の資機材・機械工具類、緊急時の代替要員等を含む人員及び業務で使用する車両を有していること。

4 業務内容

① 履行場所

箕面市 稲2丁目 地内

ポンプ場（所在地 箕面市稲2丁目12番5号）

② 契約期間

・ 契約履行期間

令和 7年（2025年） 4月 1日 0時

～ 令和12年（2030年） 3月31日 24時

- 契約履行に係る準備期間

議会の予算議決に係る契約で、議会の議決を得たうえで契約書としての効力を生じるため、契約締結日から令和 7年（2025年）3月31日までの期間は、委託業務の準備期間とし、前任受託者等からの引継ぎ等を完了させるとともに、業務履行に支障がないよう必要な届出、業務内容の確認、スタッフ習熟度アップ等（現行業務に支障が生じないように配慮すること）を完了させておくこと。

③ 委託業務に含まれる業務詳細

- 業務1 ポンプ場運転管理業務及び機械・電気保守点検等業務
ポンプ主機・補機の運転監視、沈砂池附帯機器の操作、整備
ポンプ場施設・機械、建築設備の運転・保守点検・修繕及び整備等の業務
- 業務2 ポンプ場自家用電気工作物、非常用発電機設備保守点検等業務
受変電、自家用電気工作物、非常用発電機設備の運転・保守点検（A点検、C点検を含む）・修繕及び環境整備等の業務、地下燃料タンク漏洩検査

5 委託料の支払、支出区分等

① 委託料の支払

月払い（60回払、端数が生じる場合は最終月で調整する）とし、受託者からの請求に基づいて支払う。

② 施設設備の使用と経費負担

i 施設設備の使用

ポンプ場内の建物・設備・敷地の現状のままの使用を承認します。ただし、契約履行期間であっても、ポンプ場内の建物の一部を改修、撤去、その他目的外用途等で使用、又は使用範囲を制限することがあります。

ii 経費負担

- 本市負担
 - ポンプ場に係る光熱水費、通信費、動力費及び修繕費
 - ポンプ場に配置する市管理機器の故障の修繕等
- 受託者負担
 - 業務用に配置するPC・携帯端末等に係る通信費
 - 対処するすべての業務における設備機器の維持管理や場内等での作業等

業務上必要となる消耗品、取替補充部品材料、事務用品、資機材、燃料類、
工具及び車両等

6 契約、履行及び検査

① 契約

i 業務履行に際し、疑義が生じたときは、双方協議して定める。ただし、業務遂行上、若しくは技術上当然と認められるもの、又は軽微なものについては本市の解釈に従うものとする。

② 法令遵守

i 受託者は、労働基準法・労働安全衛生法・労働者災害補償保険法とその他関係法令等を遵守するとともに、スタッフに対して法令遵守、安全衛生遵守を徹底すること。このための必要なスキルアップ等を行うこと。

ii 受託者は、市が管理する設備機器に誤操作等で損害を与えた場合は、直ちに応急措置を講じるとともに、速やかに職員にその旨を報告し、その損害を負担しなければならない。

iii 受託者は、業務履行に当たり、省電力化、省資源化に努めるとともに、運転等に支障のないよう点検整備、予防点検に努めるものとし、受託者は業務に関して技術的、または経済的に優れた改善すべき提案、設備機器の延命化策を承知したときは、市職員に必要な連絡を行うこと。

iv 受託者は、業務上必要な装備等の整備運用すること。

③ 履行

i 受託者は、業務に際して業務実施計画書（業務手順書を含む）、業務組織緊急連絡体制表、業務従事者名簿等を作成し市の承認を得なければならない。

ii 受託者は各業務遂行にあたり、業務従事者の適切な判断を要する業務もあることから、これらに対応できる者を配置すること。

iii 電気点検・整備、クレーン等の特殊機械の操作、沈砂池への入孔作業等の業務にあっては、必ず2以上の者で業務に当たり、作業単位の施行手順に基づいて事故回避できるよう安全点検項目等を策定、徹底すること。

現場において、事故等が発生したときは、当日中に電話で緊急報告、発生日の翌日中に詳細報告を行うこと。

iv 業務にあたる者は、現場ではヘルメット、作業服、名札、安全靴（又は長靴）・安全帯、各種測定機器、携帯端末等を装備し業務に当たること。

- v 施設運転、電気・機械設備機器点検等の履行内容は、集約整理し、所定の書式により指定する期日までに遅滞なく報告を行うこと。
- vi 点検保守等の業務において、道路使用が必要なとき（電磁流量計室は前面道路に配置されています）は、受託者において市職員の確認を得、保安対策図を作成し、箕面警察署に申請し、道路使用許可を取得するとともに、履行に当たっては箕面警察署の許可条件に基づいて迂回路表示板、交通保安要員を配置する等の必要な安全対策を講じること。
- vii 既存設備機器のコミュニケーションツールを活用し、市職員、総括責任者・業務スタッフとの間で情報共有できるような方策を講じること。

④ 検査、その他

完了検査は、年度単位で実施する。検査の結果、不合格の箇所は市職員の指示に従い、直ちに必要な処置をとらなければならない。なお、これに要する費用は受託者の負担とする。

7 市民広報等

① 文書による広報

業務履行（夜間点検保守作業を含む）に際し、あらかじめ周辺地元住民、関係先に対して実施内容、時期・時間帯等必要な周知、協力依頼、説明を行うこと。

② 意見等の反映

- i 市民等から寄せられた意向、要望を考慮して丁寧に業務にあたること。
 - ・ 地元住民の日常生活に支障をきたすことのないよう広報を徹底を図ること。
 - ・ 本市、関係官署庁、施設管理者、学校、周辺地元等と緊密に連絡しながら適切に実施すること。

③ その他

- i 業務上、知り得た個人情報について守秘義務を負うこと。

8 成果品等

① 委託関係書類

- i 契約に関する書類
 - ・ すべて片面印刷した紙（A4判、工程表のみ A3判 2部提出）を指定する期日までに提出すること。[承認後1部返却]
 - ・ 請求書（適格請求書）は片面印刷した紙（A4判 1部提出）で提出すること。

と。

ii 点検結果等に関する書類

- 両面印刷した紙（A4判 1部）を指定する期日までに提出すること。
- CD等（CD-R、またはDVD-R）のデータをすべてPDF化し、収録した上で提出すること。

② 点検等のデータ

i 入力情報

- 点検整備等に係る記録データ、写真（以下「点検データ」という。）は、ノート（ワード）シート、カルク（エクセル）シート、JPEGとする。その他のソフトを使用する場合、あらかじめ市の承諾を受けること。
- 指定書式は、別に指定する様式〔ノート（ワード）シート、又はカルク（エクセル）シート〕に入力すること。
- 画像データは1枚あたり300KB程度に圧縮すること。

ii 点検データ整理方法

• 作業情報

実施するすべての点検作業内容・点検結果、使用機器の稼働記録、業務の出来高及び施工管理等のために行った各種の試験、調査、測定結果等を作業写真（作業単位ごとに施工前、施工中及び施工後を撮影し、全体が判明する一連のものになるように撮影する）にまとめ、事後において場所、日時、作業内容・結果が明確に確認、判断できるようにしておくこと。

• 故障等の情報

設備機器で故障等が発生した場合は、設備機器名、異常事象、故障想定箇所の点検結果、影響範囲、設備履歴等をまとめ、事後において修繕方法、箇所、日時、作業内容・結果が明確に確認、判断できるようにすること。

• 外部からの伝票等

外部から提出される紙による証明書等の書類は、すべてPDF化して関係する業務の報告書に添付すること。

• データの整理方法

- 収録するCD等は、業務別、区分別（スケジュール点検とそれ以外に分類）に分割すること。
- 電子メールを使用して点検データを送付する場合は、収録する1ファイルあたりの容量は5MB未満とすること。

- 点検、修繕報告等のデータは、PDF化して管理すること。
- ファイル名等の統一ルール
 - CD、電子メールの標題
「例 【点検】2024.04」とすること。
 - ファイル名
「例 2024.04 自家発電設備点検」とすること。
格納するファイルは、項目毎（施設、電気、機械に分類）とすること。
分割する場合は、「例 2024.04 自家発電設備点検 1/3」とすること。
- iii 提出方法と提出期日
 - 委託関係書類
市には、契約提出書類に指定する期日までに提出すること。
 - スケジュール点検
市には、点検整備等実施月の翌月3日までに提出すること。
 - スケジュールにない緊急点検、故障対応等
市には、故障対応日の翌日午前中までに故障概要等を整理し、メールで報告すること。[閉庁時間等に発生した故障等は担当職員あてに電話連絡し、初期対応を協議し、最初の開庁日午前中にメールで報告すること。]
- iv 受託者のデータ管理
 - 管理方法
受託期間内のデータをストレージ（USB/SDカード等を除く）に蓄積収録し一括管理すること。
- vi 資料管理にかかる成果品
 - 紙データは、パイプ式ファイル（A4判たて 両開き 厚さ70mm以内）に、CD等はCDファイルケースに格納して提出すること。

9 業務別の内容

① ポンプ場運転管理業務及び機械・電気保守点検業務

i 業務明細

- ポンプ場の電気・機械設備機器（主機・補機）、沈砂設備等の運転管理制御等
- 建物設備機器のスケジュール点検保守、補修及び整備の実施
- 運転状況・受電状況結果報告の実施。
- 緊急事態の対応実施。
- 対象電気設備、機械設備及び付属する設備機器のスケジュール点検保守、補修及び整備の実施
- 設備機器の維持管理報告の実施
 - 点検、整備等で必要な資機材等（別添参照）の管理
 - 施設設備機器の点検結果、運転管理、維持管理等で発生した故障箇所等の状況報告（受託者が実施する簡易修繕を含む）
 - 非常時の準備点検の実施
 - 日次、週次(隔週を含む)、月次（半期次を含む）及び年次点検結果の整理、報告
 - 消防設備等の点検保守、補修整備、報告
 - 運転等で発生した故障箇所等の状況報告
 - 電磁流量計室の年次確認、浸入水排除の実施状況報告
 - 関係官公署機関への関係法令等に基づく点検結果等の届出、変更届出、立入検査への対応
 - 問題箇所の詳細報告
 - 自家発電設備用燃料は、契約期間内各年度当初に規定量を補充するとともに、巨大地震情報に基づく準備補充を実施すること。
- 他の場内業務の実施
 - 施設の監視管理
 - 受託者整備品実績と連絡調整、報告
 - 本市及び他業務実施スタッフとの連絡調整
 - 施設設備（ACフィルタ・蛍光灯、消火器の交換補充、管理諸室設備（執務室、風呂、休憩室、寝具、洗濯設備等）の整備、交換補充

- 事業所ごみ・場内剪定枝葉、脱水済し渣は箕面市環境クリーンセンターで処分
- ポンプ場入退管理記録
- マンホールふた保管、出入庫管理
- 施設配置の市管理機器等の管理
- 連絡機器（携帯電話、ネットワーク、PC等）の整備、管理
- 事務用品、清掃用品その他の補充整備

ii 対象となる設備機器

- 点検対象電気設備
 - 電気計装盤
 - ポンプ設備
 - 受変電・給配電設備
- 点検対象機械設備、建物設備機器
 - クレーン設備
 - 除塵設備
 - 沈砂・し渣関係設備
 - 洗浄設備
 - 沈砂池上屋
 - 倉庫
 - 電磁流量計室
 - 旧事務所棟

iii 管理員等の選任、配置と資格

受託者は、運転管理業務に支障のない体制で、事業場を構築するものとする。業務を担当する総括責任者と運転スタッフは1年以上直接雇用している者を配置すること。

- 総括責任者
 - 運転管理、点検・整備を主担し、機器の分解・組立、整備・調整等に対する専門的な資格・技術、知見、経験等を有する者
 - 次に掲げる何れかの資格を有し、総括責任者を1年以上、又は副総括責任者を3年以上の実務経験を有する者であること。
 - a 下水道第3種技術検定合格者、又は下水道管理技術認定試験（処理施設）合格者

- b 下水道処理施設管理技士資格者認定講習修了者
 - 就業は、月曜日から金曜日（国民の祝日及び12月29日から1月3日までの間を除く）までの8時45分から17時15分までとする。
 - 運転スタッフ
 - 総括責任者の指示に基づいて運転管理、点検・整備等を担当する者
 - 運転スタッフの就業は、委託期間内の全日程（終日）とし、交代勤務を実施しうる人員を配置すること。
 - 次に掲げる何れかの資格を有し、1年以上の実務経験を有する者で、業務に当たるスタッフの何れかが資格を有していること。
 - a 消防法 乙種第4類危険物取扱者
 - b 酸素欠乏硫化水素危険作業主任者技能講習修了者、又は作業主任者
 - c 玉掛け作業主任者技能講習修了者
 - d 有機溶剤作業主任者技能講習修了者
 - e 普通自動車運転免許
 - f ポンプ施設管理技術者
 - g 機械保全技能検定2級以上合格者
 - 非常時の体制
 - 地震・台風・大雨の気象警報が発令された場合は、施設の安定運用に対処できる非常体制を構築すること。
 - 地震・台風・大雨等が発生した場合は、直ちに施設設備機器の点検確認を行うこと。
- iv 運転報告
- 月次報告
 - 提出資料
 - ポンプ場に設置するすべての受変電設備・機械設備機器（主機・補機）、沈砂設備の運転制御管理に係る報告及び附帯情報。
 - ポンプ場内業務（ポンプ場施設管理・環境整備、その他業務）に係る報告及び附帯情報。
 - 随時報告
 - 提出資料
 - ポンプ場に設置するすべての受変電設備・機械設備機器（主機・補機）、沈砂設備に係る故障等報告及び附帯情報。

- 年次報告
 - 提出資料
月次報告の集約概要。
 - 提出時期
翌年度の4月15日まで
- √ 運転制御等
 - 受託者は、運転管理業務に支障のないように設置機器について把握し、運転制御、操作方法等を整理マニュアル化し、日常、非常を問わず対応を図ること。
 - 受託者が誤った操作等により設備機器に故障等を生じさせたときは、受託者の責と負担により原状に復さなければならない。

② ポンプ場自家用電気工作物、非常用発電機設備保守点検等業務

i 業務明細

- 自家用電気工作物（高圧引込線開閉器操作を含む）の保安管理及び自家発電設備機器のスケジュール点検（A点検、C点検を含む）、地下燃料タンク漏洩検査、補修及び整備の実施
- 対象電気設備（制御測定設備機器を含む）、機械設備、建物設備機器のスケジュール点検、検査、補修及び整備の実施

ii 対象となる設備機器

- 点検対象電気設備
 - 自家用電気工作物
 - 受変電・給配電設備
 - 非常用発電機設備（地下燃料タンク設備を含む）設備・無停電設備
- 点検対象機械設備、建物設備機器
 - 発電機室

iii 管理員等の選任、配置と資格

受託者は、設備機器の保守点検等業務に支障のない体制で、業務を担当する総括責任者と運転スタッフを配置すること。

- 総括責任者
 - 電気設備機器の整備・調整等に対する専門的な資格・技術、知見、経験等を有する者
 - 次に掲げる何れかの資格を有し、総括責任者を1年以上、又は副総括責任者を3年以上の実務経験を有する者であること。
- 点検スタッフ
 - 点検スタッフは、総括責任者の指示に基づいて施設設備機器の点検・整備等を担当する。
 - 点検スタッフは、配置するスタッフの何れかが資格を有していること。
 - a 電気主任技術者
 - b 自家用発電設備専門技術者
 - c 消防設備士、又は消防設備点検資格者
- 非常時の体制

- 地震・台風・大雨の発生により、施設設備機器にトラブルが発生したときは、速やかに確認復旧等対処ができる非常体制を構築すること。
- データ管理
 - 業務上の数値は、漏れのないよう収集整理すること。
 - 市が実施した修繕は、すべて整備設備機器台帳に整理しておくこと。
 - ポンプ場運転管理業務に合わせて報告すること。
- 緊急連絡
 - 施設運転等に支障のある事象等を確認した場合は、確認翌日の午前中に市職員あてに電子メールで連絡を行うこと。

iv 点検報告

- 月次、半期次報告
 - 提出資料
ポンプ場に設置する電気設備（ポンプ設備、受変電・給配電設備、自家発電（燃料タンク設備を含む）設備・無停電設備）の点検スケジュール結果及び附带情報。
- 随時報告
 - 提出資料
ポンプ場に設置するすべての受変電設備・機械設備機器の点検故障等報告及び附带情報。

委託期間内の購入品一覧〔受託者で調達が見込まれる品目〕

項目	品名	内容量	数量	単位
燃料	L S A重油	100L	5	缶
グリス	コスモ・ダイナマックス・スーパーNo.0	16 kg	4	缶
	コスモ・ダイナマックス・スーパーNo.1	16 kg	2	缶
	コスモ・ダイナマックス・スーパーNo.2	16 kg	1	缶
	アルバニア・グリースS1	16 kg	1	缶
	アルバニア・グリースS2	16 kg	1	缶
	バリエント・グリースM2	16 kg	1	缶
	エピノックAP1	16 kg	1	缶
オイル	シェル・ターボオイルT68	20L	1	缶
	コスモ・タービン スーパー68	20L	1	缶
	出光ダフニー・スーパーギアオイル 200	20L	5	缶
	混合ガソリン	2L	1	缶
照明	L E D蛍光灯 32W/40W代替		30	本
	L E D投光器 300W		2	本
	L E Dランプ 34W		2	台
設備	消火器 (10型・50型)		17	基
	沈砂搬出機 フライトスクレーパ・シュー		50	
	無停電装置交換バッテリー BXB50F		1	個
	CF カードメモリ 8GB		1	枚
塗料	ロックペイント 水色他4色	2 L	10	缶
	マンセル 7.5GY6/2	1 kg	2	缶
	シンナー	16 kg	1	缶
	水性さび止め	2 L	5	缶
	はけ類		15	本
保護具	フェイスシールド・防塵マスク・保護めがね		2	個
	手袋 ゴム		10	双
	ポリ 内エンボス 100枚		2	箱
清掃具	モップ (替糸込)・ちりとり		2	組
	竹箒 6本組		3	Set

	デッキブラシ・火ばさみ		2	本
	水道ホース 耐圧・寒 50m		2	巻
	ポリ袋 70L 100 枚入		5	箱
	市指定ごみ袋		300	枚
	し渣袋 100 枚入		20	箱
	荷造ひも		5	巻
	洗剤類		10	本
	ウエス		30	袋
	スコップ		1	個
その他	コンクリート・金属・汎用ボンド		10	本
	CRC556・パーツクリーナ		18	本
	乾電池類 単1 ほか		60	個
	懐中電灯		2	個
	テープ類		25	巻
	剪定はさみ		1	本
	コーキング シリコン・ガン		10	個
	スミチオン乳剤	500 ml	20	本
	殺虫剤類		5	式
	修繕材類（シール、パッキン等を含む）		3	式
	工具類		1	式
	事務機器、文具・消耗品、収納品類		1	式
	外付HDD		1	台
	CD-R 100 枚組		2	個
	業務 PC、通信端末		1	式